

スウィープサービス取扱規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第6条 ATMでの取扱に関する特約</p> <p>1. 本サービスご利用のお客様が、「大和証券総合取引約款」、「ダイワ・カード規定」に定めるダイワ・カードを用いて、<u>当社が設置したATMおよび当社の提携先により設置されたATM</u>（以下、「ATM」といいます。）において、当社お客様口座のお預り金およびダイワMRF（以下「お預り金等」と総称します。）のお引出し及びお預り金等の残高照会を行う場合、「大和証券総合取引約款」、「ダイワ・カード規定」に定める内容に加え、当社が本条第2項および第3項に定める取扱いを行うことにご同意いただいたものとします。</p> <p>2. ATMを使用してお預り金等の残高照会時、当社は、当社お客様口座のお預り金等の残高（当社所定の拘束金は含まれません。）に加え、当社が指定金融機関に対し、指定金融機関お客様口座から当社お客様口座に、即時に送金を依頼可能な範囲の上限額を合算のうえ、ATMまたはご利用明細に表示する等の方法により、お客様への通知を行います。</p> <p>3. ATMを使用してお預り金等のお引出し時、お客様は前項の残高照会時に通知する金額の範囲内でお引出しの操作を行うことができます。お引出しの実行により、当社お客様口座に不足金が発生することが見込まれる場合、当社はあらかじめ指定金融機関に対し、第4条第3項第2号に定める、指定金融機関お客様口座から当社お客様口座への、不足金相当額の即時の送金を依頼します。</p>	<p>第6条 <u>提携ATM</u>での取扱に関する特約</p> <p>1. 本サービスご利用のお客様が、「大和証券総合取引約款」、「ダイワ・カード規定」に定めるダイワ・カードを用いて、当社の提携先により設置された<u>提携ATM</u>において、当社お客様口座のお預り金およびダイワMRF（以下「お預り金等」と総称します。）のお引出し及びお預り金等の残高照会を行う場合、「大和証券総合取引約款」、「ダイワ・カード規定」に定める内容に加え、当社が本条第2項および第3項に定める取扱いを行うことにご同意いただいたものとします。</p> <p>2. <u>提携ATM</u>を使用してお預り金等の残高照会時、当社は、当社お客様口座のお預り金等の残高（当社所定の拘束金は含まれません。）に加え、当社が指定金融機関に対し、指定金融機関お客様口座から当社お客様口座に、即時に送金を依頼可能な範囲の上限額を合算のうえ、<u>提携ATM</u>またはご利用明細に表示する等の方法により、お客様への通知を行います。</p> <p>3. <u>提携ATM</u>を使用してお預り金等のお引出し時、お客様は前項の残高照会時に通知する金額の範囲内でお引出しの操作を行うことができます。お引出しの実行により、当社お客様口座に不足金が発生することが見込まれる場合、当社はあらかじめ指定金融機関に対し、第4条第3項第2号に定める、指定金融機関お客様口座から当社お客様口座への、不足金相当額の即時の送金を依頼します。</p>
<p>第9条 ダイワ外貨MMFの取得申込の利用</p> <p>1. 「大和証券総合取引約款」2. (2) ②<u>または</u>「大和証券積立投資約款」3. (2) ②に定める方法によるダイワ外貨MMFの取得申込をご利用されている場合、当該ダイワ外貨MMFの取得申込は、本サービスに先んじて行うものとします。</p> <p>2. (省 略)</p>	<p>第9条 ダイワ外貨MMFの取得申込の利用</p> <p>1. 「大和証券総合取引約款」2. (2) ②<u>又は</u>「大和証券積立投資約款」3. (2) ②に定める方法によるダイワ外貨MMFの取得申込をご利用されている場合、当該ダイワ外貨MMFの取得申込は、本サービスに先んじて行うものとします。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>第14条 本サービスの解約</p> <p>1. (省 略)</p> <p>(1) ~ (3) (省 略)</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>①~⑤ (省 略)</p> <p>⑥ <u>お客様が第18条に記載の本規定の変更に同意されない場合。</u></p> <p>2. (省 略)</p>	<p>第14条 本サービスの解約</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>①~⑤ (現行どおり)</p> <p>⑥ <u>(削除)</u></p> <p>2. (現行どおり)</p>

現行	改正
<p>第15条 免責事項</p> <p>1. 当社お客様口座または指定金融機関お客様口座（外貨普通預金口座を含む）が、当社または指定金融機関所定の理由により、お取引制限等の措置がなされている場合、本サービスによる入出金は行われません。この場合に生じた損害について当社はその責めを負わないものとします。</p> <p>2. 本サービスによる入出金は、当社または指定金融機関のシステムメンテナンス状況、システム障害または通信障害等によりご利用できない場合があります。この場合に生じた損害について当社はその責めを負わないものとします。</p> <p>第18条 規定の変更</p> <p><u>この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、又は当社が必要として認めた場合には、変更されることがあります。なお、この規定の内容が変更され、お客様の従来の権利を制限したり新たな義務を課すことになる場合には、その変更事項を通知させていただきます。また、上記にかかわらずその変更内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載、又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、お客様から所定の期日までに異議のお申立てがないときはご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p>附則</p> <p><u>この取扱規定は、平成26年11月4日より適用されます。ただし、やむを得ない事情がある場合、当社は、ホームページに掲載の上、適用日を延期することができます。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第15条 免責事項</p> <p>1. 当社お客様口座又は指定金融機関お客様口座（外貨普通預金口座を含む）が、当社又は指定金融機関所定の理由により、お取引制限等の措置がなされている場合、本サービスによる入出金は行われません。この場合に生じた損害について当社はその責めを負わないものとします。</p> <p>2. 本サービスによる入出金は、当社又は指定金融機関のシステムメンテナンス状況、システム障害又は通信障害等によりご利用できない場合があります。この場合に生じた損害について当社はその責めを負わないものとします。</p> <p>第18条 規定の変更</p> <p><u>この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、又は当社が必要と認めた場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>附則</p> <p><u>この取扱規定は、2020年4月1日より適用されます。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>